

現代行為者因果説は行為者のコントロール能力を 向上させることができるか —理由と行為の関係から現代行為者因果説を 批判する—

李 太喜

1. 現代行為者因果説の試み

1.1 行為者因果説が持つ利点と困難

自由と決定論は両立せず、かつ決定論が誤りであり、人間は自由に行為できると主張する立場はリバタリアニズムと呼ばれる。本稿ではリバタリアニズムの中の一つのヴァージョンを批判的に検討していく。それは行為者因果的リバタリアニズムと呼ばれる立場である。この立場の特徴は、自由な行為は出来事ではなく実体である行為者によって引き起こされる、と主張する点にある。以下、本稿では行為者因果的リバタリアニズムを単純に行為者因果説と呼ぶこととする。

自由意志論の領域における行為者因果説は、リバタリアニズムの中でも主要な立場だとされている。なぜ行為者因果説が自由意志の文脈において支持されるのだろうか。リバタリアニズムは、決定論と自由が両立しないと主張する。しかし、それでは非決定論的な、私たちの行為が先行する原因によって決定されていない世界では、私たちの行為はただちに自由な行為ということになるのだろうか。いや、そうではないだろう。例えば、先行原因に依存しないランダムに行為を生成する装置によって私たちの行為が生み出されていたとしても、そのような行為を自由な行為とは呼べないだろう。自由な行為であるならば、複数に開かれた行為の選択肢から何を選択するかについて行為者が関与できなければならないのではないだろうか。そしてもし行為者が行為の選択に関わる

ことができないのであれば、その行為は行為者にコントロールされたものではなく、自由な行為の名に値しないのではないか。

このように、リバタリアニズムは単に決定論と自由が両立しないことを述べるだけでなく、ランダムではない形でどのように行為が生み出されるのかについて積極的な説明を与える必要がある。このような課題を持つリバタリアニズムにとって、行為者因果説は非常に魅力的な立場であるように思われる。なぜなら、行為者因果説に立てば、ランダムな行為生成とは異なり行為者自身が行為を引き起こしている点で行為者が行為をコントロールできているように思われるからである。

しかし、行為者因果説は多くの批判に晒されてきた。それらの批判の中でとりわけ重要なものに、行為者因果という考え方そのものがそもそも理解不可能であるとするものがある。確かに行為者そのものを行為の原因として取り入れることができるのであれば、そのようにして引き起こされる行為はランダムな形ではなく、行為者のコントロールのもとでなされたものだと言えそうである。しかしその時、行為産出における出来事因果の役割はどのようになってしまうのか、そもそも出来事以外の存在者が出来事を生み出すとはどのようなことなのか。出来事因果的に因果を理解する自然主義的世界観において、行為者因果は端的に理解できない考え方なのではないかと疑念が持たれることになる。これに対しては、例えば行為者因果説の草分けであるロデリック・チザムが、自らの行為者因果理論が正しいならば出来事間の因果法則に基づくような「人間の完全な科学は存在しない」¹と主張したように、自由な行為はそもそも自然科学的な出来事因果的理解から説明することができないのだと論じられてきた²。しかし、チザムのように反自然主義的に行為者因果を理解しようとする試みは評価されてこなかったというのが、現在から見た妥当な認識であろう。

それではリバタリアニズムは、行為者因果的な理解のもとではなく、自然主義的である出来事因果的な理解のもとで、上記の課題を解決できないのであろうか。しかしこの出来事因果的リバタリアニズム——本稿では以下、出来事因果説と呼ぶ——は、後にも詳述するように、量子力学的な確率的因果に依拠し

て非決定性を説明する立場であり、そのような確率的因果によって決められた行為は自由な行為と呼ぶに値しないとする議論が存在する。事実このような批判は行為者因果説論者からも繰り返しなされてきた。出来事因果説に立てば、今度はリバタリアニズムの抱える課題がそもそも解決できないように思われる。

1.2 現代行為者因果説の試みと本稿の目的

以上のような、行為者因果説も出来事因果説も不十分とされてしまうリバタリアニズムが立たされた状況に対して、現代の行為者因果説論者は、行為者因果から与えられる行為者のコントロール能力と自然主義的世界観をどちらも維持できる道を模索してきたと言える。従来の反自然主義的な行為者因果説が理解不能であるとする批判は、行為者因果が出来事因果と全く異なった秩序のもとで捉えられるという彼らの主張へと向けられていたと言えよう。これに対し現代の行為者因果説は、行為者因果が出来事因果と区別される独自の因果性であることを認めつつも、両因果性を異なる秩序に属するものとして考えて出来事因果を自らの理論から排除するようなことはない。彼らは行為者因果を、自然主義的な現代の形而上学、心の哲学、行為の哲学に基づいた出来事因果的行為理解と折り合うものであることを強調することで、行為者因果が理解不能という批判の回避を試みる。また彼らは同時に、行為が行為者によって引き起こされることで自由な行為がコントロールされていることを説明できるという、出来事因果説にはない行為者因果説独自の強みを残そうとするのである。

そして本稿ではこの行為者因果と自然主義的理解の両立を目指す現代行為者因果説が批判的に検討される。目指される結論は次のようなものである。行為者因果説を自然主義と対立しない形で理解しようとするならば、行為者因果説は出来事因果説の説明する行為者のコントロール能力以上のものを説明することはできない。

第2節では、現代の代表的な行為者因果説論者二人の理論を、主に自然主義

との整合性の観点から確認していく。ここでは特に、理由が行為を動機づけるという関係についての彼らの説明を通じ、行為の産出において理由と行為者がどのように関係するかが確かめられる。第3節では、現代行為者因果説が出来事因果説に比べて優れたコントロール能力を与えられるという彼らの主張を確認する。第4節では、第3節で確認された現代行為者因果説のコントロール能力向上の説明が上手くいかないことを、世界の展開の仕方の違いの無さに訴えて論じる。さらに、現代行為者因果説が行為者因果という考え方そのものにコントロール能力を求めようとしても、そのようなコントロール能力は反自然主義的な理解のもとで可能になるものであると主張する。そして最終的に、自然主義的な理解と両立する形で行為者因果説を主張する限り、出来事因果説の与えるコントロール能力以上のものを説明することはできないと結論付ける。

2. 現代行為者因果説の理論とその自然主義との親和性

2.1 行為者因果説の一般的特徴づけ

この節では現代の行為者因果説が行為者因果という考えについてどのような説明を与えているかを確認する。最初に行為者因果説という立場一般を、現代の代表的な行為者因果説論者の一人であるランドルフ・クラークに倣って、以下の三つの条件を満たすものとして特徴づけておこう。

- ① 自由な決心や自由な行為が行為者によって直接引き起こされる。
- ② 決心（もしくは他の行為）や、〈行為者が決心を引き起こす〉という出来事が生じることが、別の出来事によって因果的に決定されていない。
- ③ 行為者因果は出来事因果によって構成されていない。行為者は実体であり、出来事の結果でありうるようなものではない。³

行為者因果説論者に従えば、何ものにも引き起こされない行為者という実体によって自由な行為が引き起こされるため、自由と決定論は両立しないとされる

ことになる。

しかし、行為者因果説を上のように特徴づけただけでは、行為者因果という考えがいかなるものであるかの理解は進んでいかない。とりわけ因果についての形而上学や自然主義的な世界理解と行為者因果の関係が説明されなければならない。以下では、現代において行為者因果説を採る代表的な論者であるクラークとティモシー・オコナーの行為者因果理論を具体的に確認していく。

2.2 オコナーの行為者因果説

オコナーは、現代の形而上学の議論に沿った行為者因果説を展開するために、因果についてのヒューム的な還元主義を拒否し、實在論を採用するとまず述べる。そして實在論の立場の中でも、「因果的力能 (causal power)」理論と呼ばれるものを採用し、行為者因果のメカニズムを説明していく。

因果的力能理論においては、個別者 (particular) は因果的力能を持っているとされる。この因果的力能は個別者の基盤にある性質によって基礎づけられており、この力能の例化として原因が結果を生み出すというように因果が理解されることになる。この因果的力能から因果を捉えるという理解は、出来事因果においても行為者因果においても同様に適用される。しかし、個別者による出来事因果的力能の例化は「〈対象がその性質を持っていること〉が結果を引き起こす」こととして理解される一方、行為者因果的力能の例化は、「対象が直接結果を引き起こす」こととして理解されるという点で両者は異なっているとオコナーは説明する。つまりそれぞれの因果的力能の例化において、原因項が出来事であるか実体であるかという点において差異が存在しているとされるのである。

さらに自由意志論に関わる点で両者にはより重要な違いが存在する。出来事因果においては、その因果が決定論的であれば、個別者の持つ性質と置かれている外的状況から特定の結果が生じることが必然的に決まることになり、非決定論的であれば性質や外的状況から可能な結果の配分がどのようになるかが必

然的に決まることになる。他方、行為者因果においては、行為者の持つ傾向性や外的状況は行為者が行為することを「可能」にするだけであり、どの行為がなされるかを決定しない。可能な行為がなされるかどうかは、行為者が行為を引き起こすという点において説明されることになる。オコナーはさらに理由が行為に対して与える因果的影響として、行為を可能にすること以上のものを与えている。しかしこの点については、すぐ後に理由が行為を動機づけるという関係に触れながら確認することにしよう。

オコナーは以上のように行為者因果と出来事因果を区別し、自由な行為においては行為者の持つ行為者因果的力能が発揮されることで、行為者が直接行為を引き起こすと説明する。しかし、行為者因果と出来事因果のいずれもが因果的力能という観点から実在論的に捉えられており、また、行為者が行為を引き起こすのは、行為者の傾向性や外的状況がその行為を可能にする限りであると考えている点において、行為者因果と出来事因果が異なる秩序に属しているとオコナーは考えていない。むしろ出来事因果的な行為理解を認めつつ、それと関係し合う形で行為者因果に役割を与えようとしているのである⁴。以上の点は、両因果性を異なる秩序の下で捉える従来の行為者因果説と大きく異なる点だと言えるだろう。

2.3 クラークの統合説

クラークもまたオコナーと同様に因果の実在論を採る⁵。しかし彼がオコナーと異なる重要な点は、行為者が自由に行為をなす時、行為者因果と非決定論的出来事因果が協働して行為を引き起こしている点にある。例えば、ある行為者が理由 R_1 と R_2 を持っており、それぞれの理由に対応する行為 A_1 と A_2 のどちらをするか悩んでいるとする。この時、理由 R_1 は行為 A_1 を非決定論的に引き起こすものとして、理由 R_2 は行為 A_2 を非決定論的に引き起こすものとして与えられている。そしてクラークは理由が行為を引き起こす時、同時に行為者によっても行為が引き起こされていると主張する。

彼は、行為者因果と非決定論的出来事因果に関して次のような法則論的に必然的な関係が成り立っているとする。

- ①理由が行為を引き起こすのは、行為者がその行為を引き起こす時のみである。
- ②行為者が行為を引き起こすのは、対応する理由が行為を引き起こす時のみである。

このような法則論的な関係のもとで、行為者因果と非決定論的出来事因果は協働して行為を引き起こすと主張される⁶。クラークはこのような非決定論的因果と行為者因果が協働して行為を引き起こすという自らの立場を「統合説 (integrated account)」と呼んでいる。この点でクラークの立場は、自由な行為は行為者のみから引き起こされると考える行為者因果説からは一線を画すものであると言えよう。

一見、このような法則論的關係は行為が理由と行為者によって多重決定されているという描像を示しているように思われるかもしれない。そしてそのように理解されるならば、自由な行為に必要なコントロール能力の説明にわざわざ行為者因果を持ち出すことの実質が存在しないと思われるだろう。この点についてクラークは、理由と行為者はそれぞれが行為にとって十分なわけではないと指摘する。例えば、物の燃焼を引き起こすために、自然法則に基づいて酸素の流入と温度の上昇の両方が必要とされるように、行為の産出において、理由による出来事因果と行為者による行為者因果が、その法則論的關係に基づき、両方必要であるとされるのである。このような形で、自由な行為を引き起こすためには行為者の因果的役割が必要であるとされる⁷。

クラークの統合理論は、出来事因果と行為者因果をオコナーに比べてより直接的に関係づけている。彼がこの統合説を採る主要な動機は、やはり行為者因果の考え方をできるだけ出来事因果的に理解される自然主義的な世界理解と調和させたいということにある。とりわけ統合説を採ることによって、次に見

るように、理由と行為の間に成り立つ関係について標準的な出来事因果的な捉え方を採ることができるようになるという利点が生まれることになる。

行為者因果と自然主義的な行為理解の調和を目指すオコナーとクラークの両者の主張の要点を、チザム以前の従来のな行為者因果説との相違点を踏まえて次の二点にまとめることができる。現代行為者因果説は出来事因果に還元できない行為者因果の存在を認めつつも、①行為者因果と出来事因果を同種の実在論的理解のもとで捉え、②行為の生起において、行為者のみならず、理由（心的状態）もまた関与することを認める。これらの点で、行為者因果的な行為理解は、出来事因果的な行為理解と相容れないものではなく、そのような理解と整合的な形で関係し合うものとして説明されていると言える。続いては、特に②の点についてより詳細に彼らの理論を確認していきたい。

2.4 理由が行為を動機づけるという関係から見た現代行為者因果説

現代行為者因果説は行為者因果と自然主義との整合性を志す立場であった。ここではこの点を、とりわけ理由と行為の関係という観点から眺めることで、現代行為者因果説の理論のより詳細な理解を目指していく。特に、本稿では理由と行為の間に成り立っている関係のうち、理由が行為を動機づけるという関係に焦点を当てて論じたい。まず、理由が行為を動機づけるという関係がいかなる関係なのかから見ていくことにしよう。

私たちの行為はどのようにして生み出されるのだろうか。この点について、行為者因果説論者はもちろん、行為者が行為を生み出すのだと答えるであろう。しかし、行為の理由もまた私たちの行為の生起に影響を与えるのではないだろうか。本稿では行為論における標準的な理解に従って、理由を欲求と信念のペア、および意図などの心的状態であると考えたい。行為の理由は通常私たちの行為を動機づけ、行為が行われることに対して因果的な影響を与えていると考えられている。行為の理由は、行為の選択肢のうちのどれが合理的であるかを示すのみならず、実際にその中から特定の行為が引き起こされることに対して

の影響も与えると思われ、そのような関係が、理由が行為を動機づける関係と私が今呼んでいるものである。

この理由と行為の関係は、行為者が葛藤して行為する場面では行為の起こりやすさと関係している。私たちが複数の行為のうちどの行為をするか悩んでいる時には、行為者はそれぞれの行為の選択肢に対応した理由を持っていると考えられる。この時、それぞれの理由の持つ動機づけの強さに応じて、ある行為が起こりやすかったり、もしくは起こりにくかったりという、行為の起こりやすさの違いが生じると考えるのは自然であろう。特定の行為が起こりやすかったり、起こりにくかったりすることは、それぞれの理由が持つ行為を動機づける強さに依存しており、理由が行為の生起に及ぼしている影響の結果として理解することができるのである。

しかし、このような理由の役割を行為者因果説が説明することには一見して困難が存在する。もし行為の生起に関わるのが行為者だけなのであれば、理由に応じて行為の起こりやすさに差異が生じることとはどのように説明されるのだろうか。心的状態抜きの実体としての行為者が、なぜ行為の生起に偏りをもたらすのか、偏りをもたらすとしてなぜその偏りが理由のもたらす偏りと一致するのか、行為者因果説はこれらの問題に答えなければならない。それでは実際にオコナーとクラークが、理由が行為を動機づけるという関係を自らの理論の中にどのように位置づけるのかを見てみたい。

まず、この関係についてのクラークの説明から確認しよう。クラークの統合説はオコナーに比べて、理由が行為を動機づけるという点を容易に説明できるという利点を備えていると言える。確認したように統合理論においては、 R_1 も R_2 もそれぞれ非決定論的に行為を引き起こすのであった。この時、動機の強さや、 A_1 と A_2 のどちらが起きやすいかという点は理由と行為の間に成り立つ非決定論的出来事因果関係において与えられる客観的確率から説明することができる。動機の強さは、理由が行為を引き起こす因果過程に反映されていると考えられるのである。

クラークは、行為者がある行為に対して理由を持っていない時にはそのよう

に行為する可能性が存在しないという論点について述べている箇所では、この点について触れている。彼によれば、理由を持たない行為をする可能性が存在しないのは、「ある行為を行為者が引き起こす可能性 (chance) は、行為者がその行為をする可能性と丁度同じであり、そしてこの可能性はその人が特定の理由、習慣、特性、特徴などを持っていることに依存している」⁸ からだと言う。このようにクラークは、行為者がどのように行為するかの可能性が、理由と行為の間に成り立つ非決定論的出来事因果関係に依存していると考えたことで理由が行為を動機づける点を説明していることになる。ただし気を付けなければならないのは、理由と行為者は同時に、そして独立に行為を引き起こす点にある。両因果性には法則論的な関係が成り立っているが、その関係は、行為者因果が因果的に先行する出来事因果から制約を受けているという構図を許すものではない。それゆえ行為者は、先行する出来事に因果的な影響を受けない行為の創始者 (originator) たりうるとクラークは述べる。

一方、統合説を採らないオコナーは理由が行為を動機づける関係としてクラークと同様の説明を採ることはできない。しかしオコナーは、理由が行為の産出 (produce) とは別の形で行為に因果的な影響を及ぼすと主張している。彼はその影響を、行為者が行為を引き起こす能力が、心的状態などの外的要因によって「構造化 (structured)」されること、として表現する。この外的要因による能力の構造化と呼ばれるところの因果的影響は、選択肢に含まれるそれぞれの行為の生起の可能性が、外的要因の関数として決まる、というような影響だとされる。つまり、このような因果的影響関係のもとでは、行為者の持つ様々な理由、およびその因果的な強さが、行為者がどのように行為するか客観的な可能性に直接的に寄与していることになる。だが、ある行為者が特定の行為をした時、「[行為者の持っていた] 理由によって行為者の能力が構造化されることで、彼は、彼のなした行為を客観的に行いやすくなるはなっていたが、[それらの理由の] いずれも因果的にその行為を生み出したわけではない」⁹ とオコナーが述べているように、上で述べた因果的影響関係は行為を産出する因果関係とは区別されなければならないことが強調されている。

第 2.2 節で確認されたように、オコナーは行為者の持つ理由が与える影響を、行為者が行為することを「可能」にするものとして捉えていると説明した。しかし理由が行為を動機づける関係を説明するにあたって、オコナーは、以上のような構造化という説明へと踏み込んでいく。その主張は、理由は、行為者に行為の選択肢を与えることで行為を可能にするという影響だけでなく、行為者の行為に対する客観的確率を与えるという点での影響もまた与えるとするものである。ただし、それでも理由は行為を産出する原因であるわけではない。やはり行為を引き起こすのは行為者自身であり、その点でその傾向性のもとで行為するかどうかは行為者次第だとオコナーは説明する¹⁰。

以上、この節では現代行為者因果説論者の与える理論を、それが自然主義的理解と整合的である点にとりわけ着目しながら確認した。特に、理由が行為を動機づけるという関係についての説明を通じて、彼らの理論が行為者因果と出来事因果を行為の産出においてどのように関係づけているのかが確かめられた。

3. コントロール能力の向上についての現代行為者因果説の説明

続いて現代行為者因果説のもう一方の側面、つまり彼らが出来事因果説に比べ行為者因果説を採る強みとして考えているコントロール能力の向上という側面についての彼らの説明を確認していきたい¹¹。

しかし、その議論を確認する前に、まず比較対象とされる出来事因果的なりバタリアニズムの立場を簡単に説明しておきたい。彼らは自由な行為は理由などの心的状態のみから引き起こされると考える。その時理由は私たちの決心や行為を非決定論的な形で因果的に引き起こす¹²。それゆえ、例えば行為者が理由 R_1 と R_2 を持ち、それぞれの理由に対応する行為 A_1 と A_2 のどちらをするか悩んでいる時には、理由 R_1 が行為 A_1 を因果的に引き起こすかもしれないし、理由 R_2 が行為 A_2 を因果的に引き起こすかもしれない。ここでの非決定論的因果は量子力学的因果過程に訴えて説明されており、以上のような形で行為者は

行為についての複数の選択肢を持つことが可能になるとされる。

すでに述べたように、出来事因果説もまた、非決定論的世界において私たちが行為をコントロールできることを説明する必要がある。しかし彼らが量子力学的な確率因果に訴えるのであれば、行為者の行為はコントロールを欠いたものにならないのであろうか。これに対して出来事因果説は、理由と行為の間に因果過程が存在していることが自由な行為において本質的であると考えてことで、コントロール能力を担保しようとする。確かに、痙攣が身体に非決定論的に生じる可能性を自由な行為の選択肢として認めることはできないであろう。しかし、理由 R_1 が行為 A_1 を引き起こすか理由 R_2 が行為 A_2 を引き起こすかが非決定論的であったとしても、いずれの行為がなされようとそれが行為者の持つ理由から引き起こされ、その理由ゆえに行為したことに違いはないだろう。それらの行為は理由ゆえになされたものであるという点で、行為者にとって外在的な要素から引き起こされたものではなく、また合理的なものなのであるから、行為者によってコントロールされていると言えるのだと出来事因果説論者は主張する。

しかし、そのような点を加味したとしても出来事因果説では自由な行為に必要なとされるコントロール能力を説明することができないことについて、オコナーは次のように主張する。

因果的非決定説 [本稿での出来事因果説] は、行為の異なる進路についての真なる選択肢を可能にし、またその進路のいずれにおいても、行為者から流れ出たもの (outflowing) であるということの最小限の意味において、行為者によってその行為がコントロールされていることを可能にしている。しかしそうであったとしても、どの事例においても、どの潜在的な原因が有効であるのか、つまりどの行為が実際に起こるのかについて、それが行為者次第ではなく、そのことについて彼は選択を持つことができていない。それ [どの原因が有効であるか] はむしろ、時間幅のある状況タイプにおける振る舞いの一般的規則を支配している、統計的もしくは準統計的な傾

向性に落とし込まれるような問題となってしまうっており、そのような確率的な傾向性はあきらかに行為者が全くもって選択を持てるようなものではない。¹³

ここでの批判は、出来事因果説ではどの原因、すなわち理由が有効であるか、どの行為が生じるかが、統計的に説明されるような傾向性によって決まってしまう点で、行為者はどの行為が生じるかを選択するということができない、というものである。出来事因果説では、どの理由が行為を引き起こすかは確率的因果の結果として決まることになるが、行為者はこの確率的因果に介入することはできない。ならば、確率的因果によって与えられる非決定性のもとでなされた行為は、行為者が自己決定したものであるとは言えず、ゆえに行為者は行為をコントロールできていないとされるのである。

出来事因果説に突きつけた問題を自らの理論がいかにして免れうるかについてオコナーははっきりと述べてはいないが、次のように彼の主張を代弁できるだろう。第2節で確認したように、彼は行為者が因果的力を発揮する場面では行為者の持つ傾向性や外的状況は、行為者が行為することを可能にするだけであり、行為を決定するのは行為者であるとする。理由などの心的状態が持つ因果的効力は、行為者に可能な行為の選択肢を与えることにとどまるのであり、その選択肢に含まれる行為を引き起こすのは行為者自身の役目であるとされる。そして、与えられた選択肢から行為者が行為を引き起こすという点から、彼は行為者因果説のもとではどの理由から行為をするか行為者が選択できると考えていると思われる。

クラークは、コントロール能力向上の議論を、オコナーとは異なる形で示している。まず彼は、出来事因果説は両立論の説明する行為者のコントロール能力以上のものを説明することができないと述べる。なぜなら、出来事因果説は両立論の立場に行為が因果的に決定されていないことを付け加えるのみであり、行為の非決定性それ自体は行為者のコントロール能力の向上に寄与しないからである。しかし、なぜ非決定性がコントロール能力の向上に寄与しないの

だろうか。そのことは出来事因果説において行為者のコントロール能力が、行為が理由ゆえになされていることをもって主張されていた点を踏まえれば理解しやすいだろう。というのも、理由が行為を引き起こすという点において説明されるコントロール能力は、両立論的に説明可能なものであり、そこで行為の非決定性はコントロール能力の説明に何の役割も果たしていないからである。出来事因果説はリバタリアニズムの一つの立場である以上、両立論の説明するコントロール能力は自由な行為や道徳的責任の帰属にとって不十分であると考えるはずだが、しかし出来事因果説は、行為者のコントロール能力という観点から見れば両立論の説明と同等のものしか与えることができない。よって自由な行為に必要なコントロール能力を説明できていないということになってしまう。

一方でクラークは、行為者因果説ならば、出来事因果説の説明できるコントロール能力よりも優れたものを説明できると主張する。彼はこのことについて次のように述べている。

それ [行為者因果説] は、行為の選択肢が開かれることを守るだけでなく、出来事因果説によって与えられるコントロールを超えた、行為におけるコントロールの発揮を守ることができる。そうすることにおいて、行為者は文字通りの意味で彼の自由な行為の創始者であることになる。¹⁴

以上のような形で、クラークは出来事因果説に説明できないコントロール能力を自由な行為の創始者であることとして何度も強調している。クラークの理論からすれば、行為者因果説と出来事因果説の違いは、行為が行為者によっても引き起こされるのか、出来事のみから引き起こされるのかというところにある。そして行為者因果において行為を引き起こす行為者は、いかなる出来事に引き起こされたものでもない実体、すなわち不動の動者 (unmoved mover) として理解されるのであった。ここで言われる両者のコントロール能力の対比は次のようにも表現できる。出来事因果説では、たとえ非決定論的な形であるのだとし

ても、その因果連鎖は行為者のコントロールの及ばない過去へと遡ることができてしまう。しかし、行為者因果説においては、まさにその行為の瞬間において行為が行為者によって創始されることになる。以上の点から、行為者因果説の与えるコントロール能力が出来事因果説の与えるものに比べて向上していると言えることになるのである。

以上、現代行為者因果説によるコントロール能力の説明を確認した。次節ではこのコントロール能力の向上についての説明の妥当性について批判的に検討していくことになる。

4. 現代行為者因果説のコントロール能力向上の説明に対する批判

4.1 世界の展開の仕方における違いの無さ

この節で目指される結論は、現代行為者因果説が行為者因果を出来事因果と調和するものとして提示する限り、行為者因果がコントロール能力の向上をもたらすという現代行為者因果説の主張は成り立たないというものである。ここでは、出来事因果的非決定論的世界と行為者因果的非決定論的世界において、世界の展開の仕方という点において全く違いが存在しないことを通じて、第3節でみた現代行為者因果説論者のコントロール能力の説明が上手くいかないことを主張したい¹⁵。

ここでの議論を理解するために、決定論的世界 (W_1)、出来事因果的非決定論的世界 (W_2)、行為者因果的非決定論的世界 (W_3) についてそれぞれ考えてみたい。 W_1 と W_2 は行為が決定論的に引き起こされるか非決定論的に引き起こされるかにおいてのみ違いが存在する。例えば W_1 では時刻 t において行為者 S が行為 A_1 をすることに決心したとしよう。その決心は適切な理由 R_1 から適切な因果経路を通じて引き起こされたものであるし、 S には両立論の説明するコントロール能力が全て備わっているとす。 W_2 でも事情はほぼ同じである。唯一 W_2 が W_1 と異なる点は、 W_1 では理由が行為を決定論的に引き起こす一方、 W_2 では理由が行為を非決定論的に引き起こす、という点にある。続いて、 W_2

と W_3 との違いは、オコナーの理論からは、理由は行為者の持つ行為者因果的能力の構造に働きかけるだけであり、行為者が行為を引き起こすという点にあることになり、クラークの理論からは、理由と行為者がともに行為を引き起こすという点にあることになる。

ここでは W_2 では W_1 に比べて行為者のコントロール能力が向上しているかについては問題としない。重要な点は、 W_1 と W_2 の違いがそれぞれの世界の展開の仕方に違いをもたらすことにある。行為者 S の理由 R_1 が行為 A_1 を引き起こす時、 W_1 ではその因果経路は決定論的なものである。しかし、 W_2 ではその因果経路は非決定論的なので、その理由 R_1 が行為 A_1 を引き起こさない可能性が存在する。その時には S の理由 R_2 が行為 A_2 を引き起こすかもしれない。この時、 W_1 と W_2 は異なる展開をたどり始めることになる。このように非決定論的出来事因果を埋め込むことは、世界の展開の仕方に違いをもたらす。そして W_3 ももちろん非決定論的世界であるから、 W_1 と W_3 もまた世界の展開の仕方において違いが生じることになる。

問題は、 W_2 と W_3 の間には世界の展開の仕方に、つまり世界の分岐の可能性と、その分岐の確率に関していかなる差異も存在しないという点である。改めて確認しなおせば、オコナーとクラークは共に、 S が A_1 をするか A_2 をするかを、理由の持つ出来事因果性における因果的な強さに依拠して説明しているのであった。オコナーは理由が行為の生起の客観的な可能性に直接寄与するとし、クラークはある行為が行為者から引き起こされる可能性が、その人が持つ理由などに依存すると考えていた。これらの理解を踏まえれば、 W_2 における世界の展開の仕方と W_3 における世界の展開の仕方は同一であるということになる。つまり、 S は W_2 で持つ行為の選択肢以上のものを W_3 でも持っておらず、 S がどの行為を引き起こすかの客観的確率は W_2 と W_3 でも同様なのである。

4.2 クラークの「創始者」に訴えた説明への批判

以上の点を踏まえて、クラークの創始者に訴えたコントロール能力の説明に対して次のように反論したい。クラークは理由と行為者が協働して行為を産出するとしていた。この時、そこでの行為者が行為の創始者であると言えることは、出来事因果のみでは自由な行為を引き起こすのに十分ではない点で行為者が独自の因果的役割を持っており、またその行為者因果は先行する出来事因果の制限を受けない、という点から説明されると思われる。しかしさらに問われなければならないのは、そのような意味で行為の創始者であることが出来事因果説では与えられないコントロール能力を行為者に与えられるのかという点である。

W_2 では W_3 と異なり、出来事因果と行為者因果を結びつける法則が存在しない。よって前者では行為が出来事のみから引き起こされ、後者では出来事と、上で見た意味で行為の創始者である行為者の両方から引き起こされている。 W_2 での行為は、行為者のコントロールの及ばない遠い過去の出来事に起因するような理由のみによって引き起こされている点で行為者のコントロール能力が不十分であるとされていた。しかし、そのような W_2 と行為者因果的に行為が引き起こされる W_3 の両世界の展開の仕方には全く差異が存在しておらず、さらに W_3 の世界の展開の仕方は出来事因果のみに基づいて説明が可能である。この時なぜ W_2 における行為が自由になされておらず、 W_3 における行為が自由になされているということになるのだろうか。創始者たる行為者のコントロール能力は一体何によって説明されるのであろうか。

これに対しクラークは、 W_3 において行為者が介入できない理由による出来事因果によって世界の展開の仕方が決まってしまうとしても、行為者が行為を引き起こすかどうかについてコントロールを働かせられるのならば、行為者は自身の行為をコントロールできているのだと主張するかもしれない。彼自身のアナロジーを用いれば、酸素が流入するかどうかを行為者がコントロールできないとしても、温度を上昇させるかどうかをコントロールできるのであれば、

その行為者は物の燃焼をコントロールしていると言えるだろう。

しかしこのアナロジーは成り立たないと思われる。ここで行為者が温度の上昇をコントロールし、物の燃焼もまたコントロールできていると思われるのは、その燃焼の原因である出来事を、もう一方の原因である空気の流入という出来事との存在と独立して生じさせたりさせなかったりできるからである。もし仮に行為者の関与できない空気の流入が温度の上昇を同時にもたらしてしまうならば、行為者は物の燃焼をコントロールできると言うことはできないだろう。一方、行為の場面では、理由と行為の間に成り立つ出来事因果の存在と独立に、行為者が行為を引き起こしたり引き起こさなかったりすると考えることはできない。なぜならクラークは理由と行為の間に「理由が行為を引き起こすのは、行為者がその行為を引き起こす時のみであり、行為者が行為を引き起こすのは、対応する理由が行為を引き起こす時のみである」という法則論的な関係を認めるからである。よって、行為 A_1 が理由 R_1 によって引き起こされる時、行為者が行為 A_1 を引き起こすという行為者によるコントロールの働きそのものの生起が自然法則によって決まっていることになる。そしてこの自然法則の成立自体にも行為者はもちろん関与することができない。よってアナロジーからは、行為者は行為をコントロールできているということは導かれないのである。

4.3 オコナーの「有効な理由の選択」に訴えた説明への批判

オコナーは、どの理由が有効であるかを選択できるという点から出来事因果説が与えることのできないコントロール能力を説明していた。しかし、 W_3 では行為者が理由を選択するという W_2 にはない因果的な役割を果たすことができるにも関わらず、彼の理論に基づけば W_2 と W_3 における世界の展開の違いに差は存在しない。また、彼の出来事因果説への批判は、いかなる行為が引き起こされるかが、統計的に説明できるような傾向性に基づいて決まってしまうという点にあった。しかし W_3 においても、少なくともその世界の展開の仕方は W_2 と同様に出来事因果の影響のもとで、すなわち統計的に説明でき

るような傾向性に基づいて決まってしまうのである。この時、なぜ W_3 では行為者が出来事因果以上のコントロール能力を持てることになるのであろうか。

このような批判に対しオコナーは次のような応答を与えている。 W_3 において、仮に選択肢に W_2 と同様の確率が割り振られようと、そのことは、どの行為がどれくらい引き起こされやすいか (likely) という点しか説明しない。行為の生起の確率は、ある心的状態のもとではどのような行為が行為者因果されることが多いかを説明するかもしれないが、実際に特定の場面で特定の行為が生起するかを説明するわけではない（実際には起きやすい行為が起きないかもしれない）。そしてこの実際に何が生起するかという点は、その行為を行為者が引き起こすという行為者因果によって説明されることになる。この点をもってオコナーは W_2 には存在しない、 W_3 における行為者因果説独自のコントロール能力を説明できるとする¹⁶。

オコナーの指摘する W_2 と W_3 の違いは、「行為決定要因における差異」と表現できるだろう。 W_2 において理由は、行為の確率（おこりやすさ）を与えるのみならず、原因として行為の決定要因となっている。しかし、 W_3 において理由は行為の確率（起こりやすさ）を与えるのみであり、原因としての行為の決定要因は行為者である。しかし、このように決定要因たる行為者という点に行為者のコントロール能力の違いを求めることは、やはり難しいと思われる。ここでの彼の主張が多少なりとも説得力を持つように思われるのは、ここで起こりやすさと区別されている決定要因たる行為者が、例えば、複数の理由 R_1 – R_n を提示され、それらの中からその説得力に応じて理由 R_1 を選び取り、そしてその理由に対応する行為 A_1 をなす、というような行為者として漠然と想定されているからである。もしそのような形で行為者を理解できるのであれば、例えば行為 A をすることを通じて後続の出来事 E に何が起きるかをコントロールできるのと同じような意味で、理由の選択という「行為」を通して後続する行為 A_1 をコントロールできているのだと言え、彼の主張に実質を与えることができるかもしれない。

しかし重要なことは、「理由の選択」を、行為 A_1 に先行する別の行為としては解釈できない点にある。まず、もし「理由の選択」を行為として呼べるものとして解釈しようとするれば、その行為は「行為 A_1 」と同一の行為を指すと思われる。つまり、「理由 R_1 (から行為 A_1 すること) を選択する」ことは、「理由 R_1 に基づいて行為 A_1 をする」ことに他ならないと思われる。端的に言えば、理由の選択は意思決定そのものなのである。私たちは、少なくとも決心という行為に対して、理由の選択という先行する行為をもってその決心をコントロールしているわけではない。よって、オコナーは「理由の選択」を行為として考え、先行する行為から後続する行為をコントロールするという形でのコントロール能力を説明するという道を採用しない。一方、「理由の選択」が行為ではないならば、彼は結局のところ、行為者が行為を引き起こすことそれ自身を理由の選択と呼び、行為者因果それ自身がコントロール能力の向上をもたらすのだと主張していることになる。しかし、先行する行為を通じて後続する出来事をコントロールするという意味での説明が取れない今、今度はなぜそのことがコントロール能力の向上をもたらすのか理解しがたいように思われる¹⁷。最後にこの点について論じたい。

4.4 行為者因果それ自身がもたらすコントロール能力

オコナーとクラークは詰まるところ、 W_2 と W_3 の違いを、行為が行為者によって引き起こされているかどうかという点に求めるように思われる。事実クラークが、行為者が行為の創始者であることを強調した時、そこにはそのような意図があったのだろう。彼らの主張は結局のところ、行為者が原因であるのだから行為をよりコントロールできているのだというものに収斂していくのである。しかし行為者が原因であることがなぜコントロール能力を向上させると言えるのか。現代自由意志論において、行為者が行為を引き起こすこととコントロール能力が向上することの関係それ自体が改めて問われることは少ないが、ここではこの点について立ち止まって考えてみたい。そしてそのためには、な

ぜ行為者が行為を引き起こせることがコントロールの向上をもたらすと考えられるようになったのかを考察することが有益であると思われる。

そこで浮かびあがるのは、行為者因果説においては行為者が不動の動者として理解される点である。不動の動者たる行為者は、先行する出来事に縛られることがない。先行する出来事から影響を受けることなく行為をなすことができるからこそ、出来事因果説とは一線を画した行為者のコントロールが行為者因果説において認められるのである。そして、このような不動の動者としての行為者理解は、チザムのような行為者因果説の中には確かに位置づけることができるものであった。なぜなら彼は自由な行為を自然主義的な出来事因果から説明することはできないとし、出来事因果の外部に立つ行為者という点からそれを捉えようとしていたからである¹⁸。もちろんそのような試みが理解可能であるかはまた別に問題とされなければならない。しかしいずれにせよ不動の動者たる行為者という理解が、行為者因果説の説明するコントロール能力の根源的な部分を形作っているのではないか。

なるほど、確かにオコナーもクラークも行為者に行為を引き起こすという役目を与えてはいる。しかし、いくら行為者にそのような役割を与えようと、行為者因果を出来事因果的世界理解から外れないものとして理解しようとし、出来事因果の影響によって確率的に縛られる形で行為者が行為を引き起こすと考えてしまうならば、行為者因果という考え自身に基づいてコントロール能力を説明することはできない。確かに現代行為者因果説のもとでも行為の生起は非決定的であり、行為者に複数の選択肢が存在する点から行為者のコントロール能力を説明する余地が存在する。しかしそれは出来事因果説からでも与えられる説明なのであった。こうして現代行為者因果説による出来事因果説以上のコントロール能力の説明は失敗に終わる。確かに私の議論は、世界の展開の仕方、すなわち世界の分岐とその確率分布という観点からコントロール能力を理解することで現代行為者因果説の主張を退けようとするものであり、現代行為者因果説がそれ以外の観点からコントロール能力を説明しようとする道を閉ざすものではない。しかし、そのようなコントロール能力を実質のある形で論証する

責任は行為者因果説側に存在することになる。

5. 結論

第4節では現代の行為者因果説が、出来事因果説に比べて行為者のコントロール能力を向上させることを説明するのに失敗しているということを示した。最後に、リバタリアニズムに立つ論者はこの帰結を踏まえて今後どのように議論を進めていくべきなのかについて考えてみたい。一つの道は、行為者因果説をもう一度反自然主義的に捉えなおし、不動の動者たる行為者理解を取り戻すというものであろう。しかし、この道は自由意志の領域のみならず、形而上学、心の哲学、行為論などの領域においても反自然主義的な理論を作っていくことを要請するようと思われる。この道は、いずれの領域においても現在の標準的理解とされる自然主義に反旗を翻す点で簡単なものではないが、しかし試みる価値のある道だと思われる。

もう一つの道は、現代行為者因果説では出来事因果説以上のコントロール能力を説明できないと認め、しかし出来事因果説の説明するコントロール能力で自由な行為に必要とされる行為者の能力に十分であると考えた道である。そして行為者がもはやコントロール能力という点に関して役割を持たない以上、行為者因果説に独自の強みはないのであるから、この道を採用するリバタリアニズムは出来事因果説を擁護する方向に進んでいくことになるだろう。この出来事因果説を擁護するという道もまた一筋縄でいくようなものではない。出来事因果説が自由な行為に必要とされるコントロール能力を説明できないとする議論は、本稿で扱った行為者因果説のみならず、両立論者や不可知論者など非常に多くの立場の論者からも与えられているからである。

私はこれら二つの道のうち、後者により見込みがあると考えている。というのも出来事因果説に対する批判の多くが、現代自由意志論の誤った前提の上に立てられたものであり、その前提を崩すことで出来事因果説を救うことができると考えているからである。しかしこの点については別の稿を用意することと

したい。¹⁹

註

1 Chisholm (1966) pp.24–25. 同様の主張をなしたチザム以前の行為者因果説論者にリチャード・テイラーがいる。

2 ただしチザムは後に自らの行為者因果説を撤回したと考えられる。この点については O'Connor (2000) pp.65–66 を参照。

3 Clarke (2003) p.134

4 ただしオコナーはいわゆる行為の反因果説の立場に与しており、その点で自然主義的ではない行為理解を採っている一面もあると言える。

5 因果の理解に関する両者の違いとして、例えば彼は實在論の内容について、因果的力能をオコナーのように傾向性として解釈することに限定する必要はないと論じている。Clarke (2003) ch.10 を参照。

6 このような両者の法則論的關係については、Clarke (2003) p.136 および pp.145–148 を参照。また、このような必然性關係の記述は O'Connor & Churchill (2004) を参考にした。

7 Clarke (2003) p.146–7

8 Ibid. p.146

9 O'Connor & Churchill (2004) pp.250–1

10 O'Connor (2000) p.97 を参照。

11 本稿での現代行為者因果説への批判は、出来事因果説が与えられないコントロール能力を彼らの立場もまた与えることができないというものである。よって、ここでの中心的な話題はあくまでも、彼らがコントロールの向上をもたらすことができるか、というところにあり、彼らの与えるコントロールが自由な行為に必要とされるものであるかということにはない点に注意されたい。

12 代表的な出来事因果説論者には、ロバート・ケイン、ローラ・エクストローム、マーク・バラジャーなどがおり、ここでの記述も彼らの理論を念頭に置いたものに

なっている。

13 O'Connor (2000) p.29

14 Clarke (2003) p.163

15 私の批判は、 W_2 と W_3 の両世界に違いが存在しないことに着目したものであるが、類似の批判はデレク・ペレブームやネイル・レヴィも行っている。しかし彼らはその種の批判を全面的には展開しておらず、また両世界における違いを世界の「展開」の違いとしては示していない。Pereboom (2001) p.85, Levy (2011) pp.69–70 を参照。

16 O'Connor (2011) pp.325–7 を参照。

17 実際、オコナーの行為理解からは理由の選択を行為 A_1 以前の行為と解釈する余地はないと思われる。しかし問題は、オコナーが起こりやすさと決定要因を区別し、決定要因の違いにコントロール能力の差を求める時、理由の選択という事前の行為を通じて行為をコントロールするという描像を採らないのならば、その説明の一見した説得力は損なわれてしまうという点にある。

18 チザムもまた、理由が行為に対して因果的影響を及ぼす点について論じている箇所が存在するとクラークは指摘している。しかしこの点については紙幅の関係上扱うことができない。Clarke (2003) p.135, 註 4 を参照。

19 本論文は日本学術振興会特別研究員奨励費による研究成果の一部である（課題番号 16J06888）。

文献

Chisholm, Roderick. “Freedom and Action.” *Freedom and Determinism*. Ed. Keith Lehrer. New York: Random House, 1966: 11–44

Clarke, Randolph. “Towards a Credible Agent-Causal Account of Free Will.” *Noûs*, 27 (1993): 191–203

Clarke, Randolph. *Libertarian Accounts of Free Will*. New York: Oxford University Press, 2003.

Clarke, Randolph. “Agent Causation and the Problem of Luck.” *Pacific Philosophical Quar-*

terly 86 (2005): 408–21

Clarke, Randolph. “Alternatives for Libertarians.” *The Oxford Handbook of Free Will* (2nd edition). Ed. Robert Kane. New York: Oxford University Press, 2011: 329–48

Levy, Neil. *Hard Luck: How Luck Undermines Free Will and Moral Responsibility*. Oxford: Oxford University Press, 2011.

O’Connor, Timothy. *Persons as Causes: The Metaphysics of Free Will*. Oxford: Oxford University Press, 2000.

O’Connor, Timothy. “Agent Causal Theories of Freedom.” *The Oxford Handbook of Free Will* (2nd edition). Ed. Robert Kane. New York: Oxford University Press, 2011: 309–28

O’Connor, Timothy and Churchill, John Ross. “Reasons Explanation and Agent Control: In Search of an Integrated Account.” *Philosophical Topics* 32 (2004): 241–53

Pereboom, Derk. *Living Without Free Will*. Cambridge: Cambridge University Press, 2001.